

【所属名：教育委員会事務局こども教育課】

【会議名：第3回いじめ防止連絡協議会】

会 議 録

作成日 令和3年3月24日

年月日	令和3年3月18日（木）	時間	14:00～15:30	場所	市役所203、204会議室
件名	報 告 ・市教育委員会から情報提供 ・各団体からの情報提供 情報交換				
出席者	【委員】8名（次の各団体より1名） 市校長会、市教育研究会生徒指導部会、糸魚川警察署、新潟地方法務局糸魚川支局、 糸魚川人権擁護委員協議会、市PTA連合会、主任児童委員、市内県立高等学校 【教育委員会】井川教育長 【事務局】磯野教育次長、こども教育課：富永課長、小野参事、水澤係長、佐藤副参事				
	傍聴者定員	— 人		傍聴者数	0人

会議主旨

1 開会の挨拶（教育長）

委員の皆様方には、各分野において、いじめ問題等にご尽力いただいていることに対し、お礼を申し上げます。あと2週間弱で令和2年度が終わるが、新型コロナウイルスに振り回された年度であった。これまで、市内では4例が確認されているが、子どもたちの感染が確認されなかったのは、学校や幼稚園、保育園の職員はもとより、ご家族、市民の日頃からの感染予防対策のおかげであると思っている。ワクチン接種は、まもなく始まるが、感染予防の取組を継続する中で、早期に終息することを願っている。

「いじめ防止連絡協議会」の役割は、①いじめの防止等に関係する関係機関等の相互の連絡調整、②いじめ防止等に向けた関係機関等の取組状況についての情報共有となっているので、個人情報特定されないよう、配慮をお願いしたい。

本日の会議が意義あるものとなるようお願いして開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

2 報告

（1）糸魚川市教育委員会からの情報提供

・いじめと長期欠席等の状況（事務局）

資料P.2-3「1 いじめの状況」のとおり

昨年度よりいじめの認知件数が増えているのは、各学校で比較的小さな事案もいじめとして積極的に認知し、対応している表れと考えている。引き続き教職員が、いじめ防止対策推進法に基づいて「いじめの定義」を正しく理解し、いじめを見逃さずに積極的に認知していく。このことを教育委員会として推進し、いじめの早期発見、迅速な初期対応、早期解消を含め、いじめの重大事態化を防ぐことにつなげていきたい。併せて、いじめの未然防止に向け、「わかる授業の実践」と「児童生徒が主体的に取り組む特別活動の推進」を中心に、児童生徒の自己有用感を育てる取組を、各校をお願いしている。

資料 P. 3 「2 長期欠席の状況」のとおり

病気の主な理由は起立性調節障害が最も多い。

不登校の未然防止や不登校児童生徒への支援として、「中学校区ごとに、中 1 ギャップ解消に向けての小学校同士の交流、小学校と中学校の交流」、「小中（あるいは中高）への確実な情報伝達」、「県のスクールカウンセラーや市の教育相談員を含めた、児童生徒の心の悩みを聴く教育相談体制の整備」、「校内ステップルームや市適応指導教室の活用」、「16 歳以上を対象とした若者サポートセンター」「不登校を考える親の会（結の会）」等を行っている。

・新潟県いじめ等の対策に関する条例（事務局）

資料 P. 4-P. 7 のとおり

本条例の特徴として、1 つ目に、「いじめ類似行為」（児童生徒が当該行為を知ったときに、心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものをいう）をいじめ同様に扱うとしたこと、2 つ目に、「児童生徒の役割」と「保護者の責務」を明記したこと、3 つ目に、「インターネットを通じて行われるいじめ等の対策」について明記したことが挙げられる。本条例の趣旨を踏まえ、引き続き、いじめ防止の取組を行う。

・糸魚川市立学校におけるいじめ防止といじめに対する適切な対応について（事務局）

資料 P. 8-P. 9 のとおり

平成 25 年に発生した市内中学校のいじめ重大事態における問題点を確認し、いじめ防止の徹底を行うことが大切であり、3 月の校長会で P. 9 の＜参考資料＞を配布し、校内の研修に活用するよう指導した。

子どもを中心にし、園・学校、保護者、地域及び関係機関が連携・協働して、子どもたちの健やかな成長が実現できるよう取組を行っていく。

質 疑

なし

（2）各団体からの情報提供

（委員）令和 2 年中の県内のいじめ相談件数は 187 件。令和元年に比べると 65 件のマイナスで重大ないじめの相談はない。引き続き情報共有を行っていききたい。

進学、進級の時期になり、生活環境や友人関係も変わる。子どもたちが精神的に不安定になり、不良行為やいじめといったことも起こり得るので、大人の声掛けで防ぎたい。また、この時期、子どもにスマートフォンやタブレットなどを与える保護者がいるので、情報モラルや使用方法等の指導も呼びかけたい。県警ホームページに情報モラル等について公開している。

（委員）様々な報道などから現実社会と法整備が追い付いていない状況があるように感じる。

（委員）LGBTQ についての取組も必要と考えている。

（委員）いじめや不登校は、家庭の問題に起因することがあるので、主任児童委員の役割を確認し、民生児童委員と協力していききたい。

（委員）SNS に関わる案件があった。情報リテラシーの指導を行っていかねばいけない。

（委員）3 点申し上げる。1 点目、校長会で申し合わせたことは、「いじめゼロ」が目的ではなく、目標ということだ。人を認め合って、助け合って、みんなで良くなっていこうという

ことが目的である。2点目は、いじめへの対処方法である。悩みがあったら、友達、家族、教師など相談をしようということと、周囲に不安な人がいたら、教えてほしいという子どもへの投げかけである。3点目は、家庭環境が大事であるので、学校は市教委、児童相談所、民生委員・児童委員等と連携することである。

(委員) 新入生保護者対象の学校説明会で、SNSの怖さについての講演会を行った中学校があった。その内容を小学生に理解できるように講話を行った小学校もあった。

質 疑

(委員) OD(起立性調節障害)が多いというが、医師の診断があるということか。

(事務局) 医師からODという診断が出ている。

(委員) いじめが基でODとなった場合、保険適用になることを知らない教職員がいるのではないか。長期欠席となった場合、保険適用について、給食費について、学習保障についての3点を教職員に周知した方が良い。

(事務局) ODについては、担当指導主事が養護教諭サポートシステムで、スポーツ振興センターの対象になる旨、指導している。

(委員) 資料P.8-9の通知を出した理由は何か。

(事務局) 過去のいじめ重大事態を風化させることなく、確認して取組をしたいということである。特に人事異動があるので、この時期に徹底し、いじめを起こさないように、重大事態にならないように、保護者、地域と連携した取組をしようということである。

(委員) いじめ対応で学校現場も大変になるので、教職員のメンタルケアも必要ではないか。

(事務局) 大事なのは、「いじめを生まない風土づくり」、「未然防止」、「初期対応」である。それをしっかりやることで、教職員に過度の負担が生じないようにする。そのためには、日常的な保護者との信頼関係づくり、子どもたちの主体性を生かした「いじめ見逃しゼロ」活動を展開することであり、市教委も学校を支援している。

(委員) 「いじめを生まない風土づくり」は、家庭環境も関係するので難しいことだ。

(委員) 子どもたち同士の相互理解、相互批評、励まし合いは、大切なことだ。子どもたち同士の人間関係づくりや集団作りをしていけば、人間関係のトラブルが大きな問題にならない。大人の社会で、良い意味での「おっせかい」が復活してくると良いのではないか。

(委員) 中学校から高校への引継ぎは、口頭で行われるのか。

(事務局) 基本的には、指導要録等の文書で行われる。その説明を口頭で行う際は、主観や憶測を厳に慎み、事実をもって行うことである。

(委員) 高校の職員が中学校に来て聞き取りをする場合と高校からのシートに中学校が必要事項を記載する場合とがある。高校の求めに応じて、中学校は情報を提供する。学校職員は、守秘義務があるので、その範囲内で情報提供する。学校で子どものトラブルが起こった時、子どもを真ん中において、子どもの気持ちを第一に考えて学校と家庭が話し合うことが大切だ。

(委員) SDGsには、「人権」や「環境」の目標もあるが、学校教育の場では取り組んでいるか。

(事務局) 17の課題があり、その中には「人権」に関わるものも重要な課題として掲げられている。それぞれの発達段階において、教科の学習や総合で取り上げている。

(委員) SDGsをテーマに取り組んでいる中学校がある。1年生からテーマにしており、来年度は

最高学年になるので、生徒会活動などで学校全体としてSDGsに取り組もうと計画している。来年度から使用される中学校の教科書にもSDGsが取り上げられている。

(委員)「一人ひとりを取り残さない」ということや「多様性」など、「人権」はSDGsから切り離せない。

(委員)今日の資料だと、いじめの認知件数が小学校では学年が上がるにつれて増加しているが、中学校ではだんだん減少している。高校のいじめの実態はどうか。

(委員)以前に比べて、表立った「いじめ」は少なくなっているが、SNS等を通じての中傷が見られる。加害側が特定できないなど指導しにくい状況があり、そのような情報を目にしたら、生徒から報告されるようになってきている。教職員がどこまでアンテナをはっているか、生徒との信頼関係が構築されているかがポイントだ。自傷行為等の課題もあり、生徒のSOSを中学校では、どのように受け取っているか。

(委員)自殺防止の研修会を校内で実施している。医療機関やカウンセラー、児童相談所等専門機関との連携をいち早くとらなければいけない。心に悩みを抱えている子にどう寄り添うのが大事であり、教育カウンセリングの手法が教職員に必要である。

(委員)県教委からカリキュラムに自殺予防を位置づけ、取り組むように通知があった。義務教育ではどうか。

(事務局)通知ではないが、SOSの出し方について授業を実施するなど、取組を推進するよう言われている。市全体の自殺予防対策でも、小中学生にSOSの出し方について授業をすることが話し合われている。ハイリスクの児童生徒への配慮が多くあり、授業実践の取組には難しい点もある。市の保健師などにも場合によってはケース会議に参加してもらい、専門的な知見からアドバイスを得られると良い。

(委員)ハイリスクの児童生徒だけでなく、保護者への対応も大事である。

(教育長)高校のゲートキーパー養成研修の、対象はだれか。

(委員)教員対象の研修であり、その研修を受けた上で、生徒にSOSの出し方についての授業を実施している。生徒対象のゲートキーパー研修に相当するのは、スクールロイヤー活用事業で、法律上どのような行為がいじめとなるのかということを考えさせるものがある。

3 閉会の挨拶（磯野教育次長）

年度末にかかわらず皆さんから参加していただき、感謝申し上げます。市内では、いじめ重大事態は発生していないが、認知件数は増えており、各校へいじめ防止の取組を通知している。メディアへの対応、多様化する生徒や保護者への対応などが難しい状況だが、皆さんと一緒に取組を進めたいと考えている。

皆様のそれぞれの立場から、ご支援をお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。